男鹿市告示第５７号

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年４月１日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（令和６年告示第６４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象講座） 第３条　訓練給付金の支給対象講座は、次に掲げるものとする。 ⑴　雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が認めるもの ⑵　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が認めるもの（専門資格の取得を目的とする講座に限る。） ⑶　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実	（対象講座） 第３条　訓練給付金の支給対象講座は、次に掲げるものとする。 ⑴　雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ⑵　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が地域の実情に応じて対象とする講座

改正後	改正前
践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が認めるもの（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）	
（支給額等） 第４条　訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該額が12,000円を超えないときは訓練給付金の支給は行わないものとする。	（支給額等） 第４条　訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
⑴　受講開始日において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者　対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下同じ。）の額に100分の60を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とし、算出された額が20万円を超える場合は、上限額を20万円とする。	⑴　前条第１号の講座を受講する者のうち、受講開始日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない者　対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。以下同じ。）の額に10分の６を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）。ただし、算出された額が20万円を超える場合は、上限額を20万円とし、12,000円を以下の場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。 ⑵　前条第１号の講座を受講する者のうち、一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者　教育訓練講座の受講のために支払った費用の額に10分の６を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）から一般教育訓練給付金又は特定一般訓練給付金の額を差し引いた額。ただし、算出された額が20万円を超える場合は、上限額を20万円とし、12,000円以下の場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

改正後	改正前
⑵　受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（次号に掲げる者を除く。）　対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）。ただし、算出された額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額とする。	⑶　前条第２号の講座を受講する者のうち、受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者　対象講座の受講のために支払った費用の額に10分の６を乗じ、就業年数を乗じて得た額とし、上限は40万円とする。また、講座修了後１年以内に資格を取得し、就職した場合は対象講座の受講のために支払った費用額に４分の１を乗じて得た額（上限20万円）を加算し、追加支給するものとする。ただし、その額が12,000円以下の場合は給付金の支給は行わないものとする。
⑶　受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に該当教育訓練に係る資格を取得し、就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）　対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の85を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）。ただし、算出された額が、修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額とする。	
⑷　受講開始日において前３号に掲げる以外の者　前各号に定める額から、雇用保険法第60条の２第４項の規定により支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額とする。	⑷　前条第２号の講座を受講する者のうち、受講開始日において雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる者　対象講座の受講のために支払った費用の額に10分の６を乗じて得た額から専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額
	⑸　前条第３号の講座を受講する者のうち　講座の受講

改正後	改正前
	のために支払った費用の額に10分の６を乗じて得た額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）。ただし、算出された額が20万円を超える場合は、上限額を20万円とし、12,000円以下の場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。
（事前相談） 第５条　市長は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第８条の規定により委嘱した母子・父子自立支援員等を、受講を希望する母子家庭の母等からの事前相談に応じさせることにより、受給要件について把握するとともに、母子・父子自立支援プログラム等自立に向けた計画を立てるものとする。	（事前相談） 第５条　市長は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第８条の規定により委嘱した母子・父子自立支援員等を、受講を希望する母子家庭の母等からの事前相談に応じさせることにより、受給要件について把握すると共に、母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けた計画を立てるものとする。
２　（略）	２　（略）
（講座指定の申請） 第６条　（略）	（講座指定の申請） 第６条　（略）
２　指定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。 ⑴　及び⑵　（略） ⑶　母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ⑷　（略）	２　指定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。 ⑴　及び⑵　（略） ⑶　母子・父子自立支援プログラムの計画票の写し ⑷　（略）
３　（略）	３　（略）
（訓練給付金の支給の申請） 第９条　第７条の指定を受けた者（第４条第３項に掲げる者を除く。）は、対象講座を修了した日の翌日から起算して30日以内（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教	（訓練給付金の支給の申請） 第９条　第７条の指定を受けた者は、対象講座を修了した日の翌日から起算して30日以内に男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第５号。以下「支

改正後	改正前
育訓練給付金の支給を受けることができる支給申請者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給が確定した日から起算して30日以内）に男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第５号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。	給申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者の場合は、講座の修了を待たずとも修業から６月を経過していれば支給申請できるものとする。
２　支給申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。	２　支給申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて支給申請者の教育訓練の修了を認定した教育訓練修了証明書の写し	⑵　教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて支給申請の教育訓練の修了を認定した教育訓練修了証明書の写し
⑶　（略）	⑶　（略）
⑷　雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合には、当該給付金の支給決定に係る書類の写し	⑷　一般教育訓練給付金が支給されている場合には、当該給付金の支給決定に係る書類の写し
３　支給申請者のうち、第４条第３項に該当する者については、当該教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、その支給額が確定した日から起算して30日以内）に、男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第５号の２）を提出しなければならない。この場合において、支給申請書（追加支給用）に添付する書類は、前項に規定する書類及び当該母子家庭の母等が資格を取得したことを証明する書類とする。	

改正後	改正前
（支給の決定） 第10条　（略） ２　（略） ３　市長は、第４条第２号に掲げる支給対象者に対する教育訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の２の12第４項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができる。	（支給の決定） 第10条　（略） ２　（略）

改正後

様式第１号（第６条関係）

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金　対象教育訓練講座指定申請書

男鹿市長　様

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金の対象教育訓練講座の指定を申請します。なお、支給要件の審査のため、世帯状況及び課税状況について、市が公簿等により確認することに同意します。

氏名（個人番号）	フリガナ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
住所	（〒　－　） 男鹿市	電話（　　） －	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日 （受講開始日）		
受講費用（見込額）	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が	ある・ない	
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある・ない	
（備考）			

改正前

様式第１号（第６条関係）

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金　対象教育訓練講座指定申請書

男鹿市長　様

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、教育訓練講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
住所	男鹿市	電話　－　－	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日		
受講費用（見込額）	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が	ある・ない	
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある・ない	
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当　する・しない		
（備考）			

改正後

様式第２号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

（申請者氏名）　様

男鹿市長

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金　対象教育訓練講座指定通知書

年　　月　　日付けで提出のありました男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象教育訓練講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

氏　名	フリガナ	生年月日	年　月　日生（　　歳）
住　所	男鹿市	電話	－　－
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日（受講開始日）		
受講費用（見込額）	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
支給方法			
（備考）			

改正前

様式第２号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金　対象教育訓練講座指定通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年　月　日生（　　歳）
住所	男鹿市	電話	－　－
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日		
受講費用（見込額）	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
（備考）			

先に提出のありました男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年　月　日

男鹿市長

改正後

様式第５号（第９条関係）

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

男鹿市長　様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、支給要件の審査のため、世帯状況及び課税状況について、市が公簿等により確認することに同意します。

氏名（個人番号）	フリガナ 個人番号	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
住所	（〒　－　） 男鹿市	電話（　　） －	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間 うち支給単位期間	年　月　日～　年　月　日 （受講開始日） うち　年　月　日～　年　月　日 （初日）　（末日）		
受講費用	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受領額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名：	口座の種類：普通・当座・その他	
	支店名：	口座番号：	
	口座名義（フリガナ）		
（備考）			

改正前

様式第５号（第９条関係）

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

男鹿市長　様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
住所	男鹿市	電話　－　－	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　月　日～　年　月　日		
受講費用	入学料　円　受講料　円 合計額　円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受領額	円		
希望する支払先金融機関	金融機関名：	口座の種類：普通・当座・その他	
	支店名：	口座番号：	
	口座名義（フリガナ）		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年　月　日生 （　　歳）
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当　する・しない		
（備考）			

改正後	改正前
様式第５号の２（第９条関係）	様式第５号の２（第９条関係） （新規）

様式第５号の２（第９条関係）

年　　月　　日

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

男鹿市長　様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。なお、支給要件の審査のため、世帯状況及び課税状況について、市が公簿等により確認することに同意します。

氏　名 （個人番号）	フリガナ 個人番号	生年月日	年　　月　　日生 （　　歳）
住　所	（〒　　－　　） 男鹿市	電話（　　） －	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日 （受講開始日）　（受講修了日）		
資格取得年月日	年　　月　　日	取得資格名称	
就職等年月日	年　　月　　日	就職先名称	
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年　　月　　日 事業主氏名（法人の時は名称・代表者氏名）		
所要費用	入学料　　円　受講料　　円 合計額　　円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受領額	円	自立支援教育訓練給付金の受給額	円
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類　普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（フリガナ）		
（備考）			

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。